

令和3年度 第1回自治基本条例(仮称)策定専門部会議事録

日時:令和3年6月22日(火)

午後6時から午後9時まで

場所:役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員:源津 憲昭、瀬野 乗昭、京屋 愛子、井口 真幸、板東 康治、
森部 富士樹、新田 睦、村上 真美

※敬称略 計8名

役 場 職 員:鈴木 誠、佐藤 誉修、田之岡 輝和、藤原 元貴、高島 真由美、
荒明 慎久、國本 完、鈴木 高悠、西森 理恵、才川 育世、
佐藤 衡一、高橋 正人

※所属及び敬称略 計12名

アドバイザー:公共政策研究所 水澤 雅貴 氏

事 務 局:まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1)行政運営の説明

(事務局)

- ・今回は「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」で定められている「情報の提供等」「町民意見等の把握と反映」「まちづくりの評価」の3項目について説明します。
- ・条例の6条及び7条において制定されている「情報の提供等」では、町は必要な行政情報を積極的に町民へ提供し、審議会等の会議は公開することが適当でない認められる場合を除き、町民に公開し、説明に努めることが定められています。
- ・情報提供の方法は、広報誌や防災無線、SNSによる発信、新規事業に係る町民説明会の開催、実践的なワークショップの開催、電話や窓口による問い合わせ等、様々な方法で情報提供を行っています。
- ・美瑛町のフェイスブックでは、事業の実施状況やふるさと納税の返礼品紹介などの投稿を行っています。SNSによる情報提供は、住民及び町外在住の方にまちの取り組みを知ってもらう手段になっています。
- ・「共有ビジョン」の「まちづくりワークショップ」では、一般参加者と職員と共同でグループワークに取り組み、美瑛町が目指すべきビジョン策定に向け理解を深めました。
- ・「町民意見等の把握」について、第10条の中で3つの方法により町民の意見や提案等を把握するよう定めています。
- ・第1号の「町民コメント制度」は、町の基本的な計画等の立案の際に、その内容等について町民から意見や提案の聞き取りを行い、計画策定にあたっての意見反映を行うための制度です。
- ・令和2年度には「第7次美瑛町行政改革大綱」、令和元年度では「美瑛町人口ビジョン」「第2期美瑛町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「美瑛町都市計画マスタープラン」で町民コメントを募集しています。意見書の提出があった場合は、意見書の内容及び意見に対する回答を町ホームページで公表しています。
- ・第2号の「まちづくり町民集会」は、現時点では開催実績はありませんが、町民の意見を把握するために特に必要な場合開催するとされています。

・第3号の「その他必要な町民意見等の把握」では、様々な意見把握の手段を認めています。「町長への手紙」は、メールでも受け付けており、町長へ直接意見や思いを伝え、十分内容を検討した上で可能なものは実施する仕組みです。「びえい未来トーク」は令和元年度からスタートし、申し込みをした団体へ町長が出向き直接意見交換する取組で、令和元年度は9団体との対談が実現しています。

また、情報共有同様に、窓口や電話で直接ご意見をいただくケースもあります。

・「町民意見等の反映」として、条例第10条の方法で提示された町民意見等については、町は総合的に検討しその適切な反映に努めるとともに、検討過程を明らかにし、検討結果を公表するとされています。

また、検討結果をまちづくり委員会へ報告することとなっています。

・「町民まちづくり提案事業」は、町民から地域課題の解決や町民サービスの向上につながる事業を提案し、次年度の予算編成に取り入れる取り組みです。令和2年度の提案事業数は21件で、事業化されたものは「町民意見カード」と「子どもや観光客が集まる水遊びができる公園の設営」の2件です。予算化されなかった提案でも、既存の事業に取り込むことで町民の提案が活かされている事例が多数あります。

・「まちづくりの評価」について、条例第16条では、町は行政活動を進めるにあたり、適正な評価を行うことと、その結果を町政に反映するよう努めることが定められており、第17条では、評価結果を、町民へ分かりやすく、適切な時期に公表することを定めています。

・現在、町で行われているまちづくりの評価方法については、担当課による1次評価、役場内で組織される評価検討委員会による2次評価を経て、評価結果をまちづくり委員会へ報告することになっています。その後、広報やホームページにおいて評価結果の公表を行います。

・令和元年は、全475事業のうち、人件費や社会保障制度の支援等に関する経費等、簡単に節減できないような経費で構成されている小事業を除いた、187事業の評価を実施しています。

・評価調書の1次評価欄では、評価指数に対する評価として、設定されている目標値と実績値から、本年度の実績に対する評価を出します。事業の改善が必要であれば担当課において改善策を見出します。

また、事業の必要性、有効性、効率性、町民の参画があるかどうかを項目別に評価します。

・全庁的な視点で行う2次評価は、1次評価の結果も参考にしつつ、事業の拡大、継続、廃止等の総合評価を行います。

・一時預かり事業は、「まちづくり総合計画」における「児童福祉」の項目で、子育て支援対策を講ずることから、総合計画との関連度合いが大きいという理由で継続と評価されています。

・通学宿舎事業については、大雪青少年交流の家で開催されていたものですが、夏場、児童が習い事などで多忙なため、参加申し込みが集まらないことから、町民ニーズが減少傾向にあるとし、事業を廃止するべきという評価になりました。

・行政運営の説明については、以上になります。何か質問等がありますでしょうか。(質問なし)

(2) 中間報告案の意見交換

(起草チーム)

・皆さんのほうから出していただきました意見をまとめたもので、ある程度の流れを起草チームのほうで検討をしています。

・この2カ月間で集まることができたのは実質1回で、メールのやりとりにおける起草チームの発言から拾ったもの、それから皆さんの意見を拾ったものから中間報告案を作成させていただきましたが、まだまだ条例の知識が足りていません。これから勉強していかなければいけないと強く思っています。

・まず、条例の骨格である章立てについて、皆さんの意見を取りまとめた結果、美幌町が委員と職員で10人、八雲町が委員3人、職員7人ということで、1番多かった美幌町の条例をベースにして議論を進めていきたいと思えます。それぞれ、骨格として良いと思った理由、美幌町や八雲町を選んだ理由や、他の自治体を選んだ意見がそれぞれ載せてあります。

・そして、2ページ目の2に、付け加えたほうが良い項目、3に削除したほうが良い項目があります。3には、町長の設置、議会の設置、それから首長の就任時の宣誓という論点について、アドバイザーからコメントをいただいています。確認・自覚の大切さを主張しているということで、私たちもそう思って取り組んでいかなければいけない点だと思いますが、条例の骨格章立ては美幌町の自治条例をベースに検討していくということによろしいですか。

(委員A)

・先生にお聞きしたい点がありまして、美幌町と八雲町の人数を見たところ、町職員と委員の中で、意見が分かれています。これは行政から見ると、委員から見ると、委員から見る部分で、どういう理由があるのかを、お答えいただければと思います。

(水澤アドバイザー)

・美幌町は具体的な内容で定めていますが、八雲町は抽象的な内容となっています。町職員としては、具体的な内容で定めている美幌町の条例よりも、抽象的な書きぶりの八雲町の方が好ましいとして選択したのではないのでしょうか。

(起草チーム)

・皆さんの意見を取りまとめると、美幌町が12名、八雲町が10名と出ました。単独で美幌町がいいと答えた方は、7名、単独で八雲町がいいと答えた方が6名いらっしゃいました。複数の条例がいいと答えた方は4名いらっしゃいました。その中には美幌町と八雲町も入っています。それからどこの条例がいいのか提案出来なかったという方が、3名いらっしゃいます。それから、単独では武蔵野市がいいというふうに答えた方が1名いらっしゃいました。ですから、この条例を進めていくときに、美幌町の骨格として仮置きをするというのは反対するものではありませんが、細かい分析をしていくと、そういうような数字を見てとることができます。

・条例の骨格というふうに、取り組んできましたが、皆さんの意見を読ませていただいて、条例の骨格イコール条例の条文だと思って書かれた方っていうのは、どれぐらいいるのかということあまり読み取れませんでした。ですので、皆さんの中で整理をもう一度していただきたいと思います。

(委員B)

・条例の骨格について、私の回答が美幌町となっていますが、美瑛町と記入しました。美瑛町の今ある条例を発展させていくような形で検討できないかと思い、美瑛町と記入しました。他の自治体についても確かに良いことを書いてありますが、美瑛町の今ある条例を読み直すと、すてきな条例でした。まちづくりという表現ではなく、自治という表現にしていた方が確かに良いかもしれませんが、美瑛町の条例が良いと思い回答しました。美瑛の既存の条例を発展していくような方法はないのでしょうか、というのが私の意見です。足りないところは足していく、削除しなければならないところは削除していく、という方法で策定していくことができないかということが私の頭の中にあつたので、美瑛町と回答しました。

(起草チーム)

・論点へのアドバイザーのコメントでは、削除したほうが良い項目を掲載しています。町長の設置及び議会の設置については、八雲町ではあえて規定しました。首長の宣誓についても、アドバイザーからコメントをいただいています。これについては皆さんのほうから、何かありますでしょうか。(意見等なし)

(水澤アドバイザー)

・アドバイザーからのコメントについては、記載内容のとおりにしてほしいということではありません。考え方の一例を紹介しているので、ご承知おきください。

・例えば、町長の宣誓について「追加した方が良い」との意見がある一方、「あえて規定しなくても良い」というように、付け加えた方が良い項目と削除した方が良い項目とが相反する意見がありますが、今この場でどちらにするかここで決めなくても、行政のところで議論しますので、このような考え方もあるのかという認識で良いと思います。

(起草チーム)

- ・議論が進んでいくうちに、自分の考え方がまとまってくるか思います。そのときには、意見表明をしていただきたいなと思っています。
- ・それでは、3ページの第1章の総則・目的に入っていきます。目的の条文については、起草チーム案のものは非常に短い文章です。皆さんからは、町民主体の自治を実現するという文言を入れてほしいという意見が多かったように感じました。自治基本条例なので、当然基本理念と基本原則を定めていきますが、それに町民主体の自治を実現するという文言を入れて案を作成しました。これは、シンプルに書かれてある上越市の自治基本条例の目的と近いものを提案しました。皆さんの意見を集約すると、このようなコンパクトなものになりました。
- ・アドバイザーの参考例を見ていただきますと、様々な権利や責務を並べて作っていただいています。
- ・論点としては、自治なのか、まちづくりなのかというのを、皆さんで話し合っていたらいいと思います。委員Bから発言がありましたが、まちづくりという表現が良いという意見でよろしかったでしょうか。

(委員B)

- ・自治基本条例としては自治と表現した方が良くもありませんが、馴染みやすい表現としてまちづくりを使った方が良くないかという私の考えです。まちづくりにこだわっているわけでも、まちづくりという表現を使いたいという意味でもなく、私の考えがそういうことだということです。表現としてわかりやすいということです。漠然と大きなものになってしまうかもしれませんが、まちづくりと言われた方が分かりやすいです。

(起草チーム)

- ・皆さんからの意見の中では、町民主体の自治を実現するという表現が1番多かったということで、条文案に書き入れてありますが、他にご意見ないでしょうか。

(委員C)

- ・この論点は、自治かまちづくりかということで、二択のような書き方になっていますが、二択ではなく、例えば、町民主体のまちづくりを進めるための自治の仕組みを定め、という条文にすれば、直接的な目的は自治、間接的な目的はまちづくりというような書き方もできるので、必ずしも二択にこだわる必要はないと思います。

(起草チーム)

- ・他に皆さんから意見がなければ、(2)の論点へ進みたいと思います。
- ・進めていく中で、今日、これについて答えを出すというような進め方はしない予定ですが、よろしいですか。考える時間が必要だと思います。皆さんに意見をいただくというのは、考えてから意見をいただくということになっていくと思いますので、まず考える時間をしっかり取っていただいて、意見をいただきたいと思っています。
- ・(2)の目的の対象領域に地域社会を入れるかという論点ですが、入れた方がよいという意見と、定義が複雑で理解が難しいということで外した方がよいという意見に分かれています。自治というのは、町政だけではなく地域社会も含まれているのだから入れた方がよいという意見がありました。町民憲章の第3番目に、地域社会という言葉に近い、明るい社会をつくりましょうという言葉が入っています。そのような使い方もされているということを改めて考えて、その上で皆さんに、この地域社会をどのようにとらえて、条文に入れるべきか、入れない方がよいのかということを、検討していただきたいと思っています。
- ・4ページの(3)について、目的を「みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的」とするか、「町民主体の自治を実現する」のどちらにするのかということで、皆さんから意見をいただいています。町民主体の自治というのが、皆さんの意見の中では1番多かったのが条文案に入れました。
- ・美幌町の目的を見ていくと、アドバイザーの参考例にあるように、議会のことや町民の権利について定めるというような文言も入ってきています。この点をどうしていくかということも、皆さんから意見を出していただきたいと思っています。(意見等なし)

- ・皆さんの意見をまとめながら感じたことを、2点、起草チームから説明させていただきます。
- ・まず、目的とは一体何なのかということから、本来入るべきだと思います。何のために自治基本条例をつくるのかということです。もちろん、自治のために策定しますが、例えば3ページの八雲町の目的の中段に、住みよい八雲町をつくるためのというような文言が入ってきます。ここに8つの市町の条例の目的が書かれてありますが、このような表現をしているのは八雲町だけです。何のためにこの自治基本条例をつくるのか、基本理念や原則をつくって、それを機能させていくのは何のために行うのかということが、八雲町で入れたかった文言だと思います。自治の上に、良い自治というように付けたら、どのような形の目的がいいかというようにとらえられるのではないかと思います。良い自治を目指したいということが、括弧書きで隠れているものではないかと、皆さんの意見を読んで感じました。他の自治体の条文を読み比べると、少しずつではありますが違いが出てくると感じました。
- ・憲法の第8章地方自治を、4ページに載せてあります。地方自治の本旨に基づいて、地方自治を進めていくということ、第94条では、法令の範囲内で条例を定めることができると書かれています。これは私たちにとって大きな力になると思います。町で条例を定めていいですよ、ではどんな条例をつくっていけばいいのでしょうかと言ったときに、皆さんの意見を読んでいて、さっきのように思いました。
- ・皆さんから何か意見があればぜひ発言いただけますようお願いいたします。(意見等なし)
- ・論点へのアドバイザーのコメントで、自治なのか、まちづくりなのかという点にコメントをいただいています。まちづくりというのは非常にソフトで受け入れやすいですが、受け止め方で本来の大事なことを見失う危険性もあると書いてあります。曖昧な言葉ではありますが、受け取る人によって受け取り方が違うことになると思います。
- ・目的の対象領域に地域社会を入れるかという点について、この地域社会というのをどういうふうに受け止めるかということが難しいと思います。人によっては町内会と受け止めた方もいるし、自分たちの住む地域社会という受け止め方もあると思います。
- ・住みよい町なのか、町民主体の自治を実現するのかという点については、自治基本条例というからには自治を実現するという表現でないと名は体を表さないことになります。自治基本条例というのは、自治について規定してある条例だと思います。これについて皆さんからご意見はありますか。

(職員A)

- ・前回の委員会に参加をさせていただきまして、この条例について漠然と考えていたのですが、自治という文字にあるとおり自らを治めるということについて、税務課におりますので税のことについて考えていましたが、税率等々も本来町民の皆さんが決めて良いものだというふうに思っている方はほぼいないのではないかと感じております。自治基本条例が策定された暁には、そのようなことも自ら決めていくことができる、そのための条例であると捉えています。前回の内容もボリュームが多く、自分の中で消化し切れていないところはたくさんありますが、自分の担当している仕事と関連づけて考えたときに、自治基本条例が策定されると、そのようなことができるようになるのではないかと考えていたところです。税率は、未来永劫変えられないものではありませんし、美瑛町の皆さんが決めることのできるものだと考えています。

(起草チーム)

- ・ありがとうございます。自分たちで税率を決めるということは、すてきな話だと思います。
- ・6ページの用語の定義については、皆さんから提案のあった用語をほとんど入れてあります。用語の定義をどのようにしていくかと考えたときに、この9つが出てきました。
- ・論点について、定義なのか用語の定義なのか、言葉の意味なのか、用語の意味なのか、様々な表現があります。各市町の自治基本条例の本文を読んでいくと、章立てでは定義と書いていますが、用語の意義といった表現をしているものもあります。
- ・ここで定義について確認しておきたいと思いますが、基本的にはものの範囲を決めていくことだと思います。意味も含められますが、限度を決めていくということが、定義になると思います。例えば、3番の町民について考えるときに、町民というのをここからここまでの範囲で、この町民という言葉がこの条例の中では使っていきますという形になると思います。

・表現については、定義とするか意味とするか、皆さんで検討していただきたいのですが、言葉の意味については逐条解説等で皆さんに分かりやすく説明できると思っています。

・自治、町、町民、議会、行政、町政、協働、まちづくり、コミュニティの9つ、意味を書かせていただきました。地域社会という表現でも良いかと思いますが、自治基本条例の参考にしているところではコミュニティという項目を設けているところもありますので、どちらの言葉を使うのが良いかということ、検討していただきたいと思います。

・町民のオにおいて、町の人を育て、自然を守り、町の発展を支援する人と書かせていただきました。職員からの意見で、ふるさと納税について触れられたものがありました。ふるさと納税をした人というように表現することも可能だと思いますが、ふるさと納税の理念の1つに、ふるさと納税を行うことはその町の人を育て自然を守り、町の発展を支援する人という意味があると総務省のホームページに書かれていたことから、非常にいい視点だと思い、町民のところに加えさせていただきます。

・多くなりましたが、ここから定義として自治基本条例に載せていくものを皆さんで検討していただきたいと思います。

(委員D)

・起草チームでまとめていただいた9項目について、例えば自治や主義等の概念の定義と、その機能や町等の組織を分けしながら、最終的には本文のほうに入れると良いと思います。町民にわかってもらうためには、どの部分に、何ページに入れたらいいかということを検討すると良いと思います。

(起草チーム)

・他にございませんか。

(委員E)

・町民に関しては、アからオまでを入れてしまうと、議会、行政、町政が絡みにくいのではないのかと思います。アからオの中を考えると、町外からの人という括りになると思います。私の中では、美幌町の自治基本条例に連携協力という項目があるので、その中に盛り込めないかと思っています。選挙権がないこと、旭川市から美瑛町の学校や企業に通っている方は、結局は旭川市民であって、住民票は持っていないので、意見を言うことは良いと思いますが、言いにくい部分もあると思います。学生にしてみれば美瑛町民ではないと思っている人もいると思いますので、町外の人の意見をまるっきり聞くのではなくて、連携、協力のような大きな枠で盛り込める方法がないかなと思っています。私は、町民は町内に住所を構えて選挙権を持っている方のほうが良いと思っています。

(起草チーム)

・他にございませんか。

(委員F)

・委員Eが言われた、町に居住している方と、それ以外の方の選挙権の話について、例えば住民投票と、町民投票とで、言葉の差で分けていく方法しかないのかなという話をしていました。私たち起草チームも、ふるさと納税者を、地域を守り育てる外部の方という立ち位置に入れることに関しては賛成で、これから移住をしてくるような人達にもしっかり見せたい内容だと思っていました。

・自治基本条例をつかって動かしていく理想としては、最後に住民投票をして可否を決定するような流れができれば、住民の参画が増えてくることになるので、そのようなつくり方や提案の仕方を皆さんに考えていただくきっかけづくりになれば良いということは、起草チームの中で話をしていました。

(委員E)

・美幌町の自治基本条例の中では、連携の中に町外の人々との連携及び協力という欄があり、そこに分けしていくという考えも視野に入れて協議してもらいたいと思います。

(起草チーム)

・今のご意見は、住民投票と町民投票を分けていくということですね。

(委員E)

・住民投票をするときに、何に関して住民投票をするか分からない状況で、起草チーム案にある町民の定義のアからオの範囲の人も住民投票の対象に入れることになると、できるものとできないものが

出てくると思います。ほかの自治体でどういうふうに区別しているのかわかりませんが、町外の人の投票権が生まれるものと生まれないものと区別することが難しいと思います。

(水澤アドバイザー)

- ・住民投票ができるのは、当然町内に住所を有する人だけです。通学、通勤しているような人は対象にはなりません。
- ・ふるさと納税をしてくれる人については、美幌町の定義では、「その他の活動を営む人」に該当します。ふるさと納税をしてくれる人も町民の定義に含まれていることとなります。したがって、あえて特別に書くと違和感があると思います。
- ・曖昧な言葉は使わない方が良いでしょう。例えば、「政治」についても、人によってそれぞれ定義が違うので、そのような言葉を定義の中で使ってしまうと、その言葉も定義しなければならなくなります。
- ・行政の定義については、職員は町長の補助機関になり、町長に含まれますので、職員を記載してしまうと違和感が発生します。

(起草チーム)

- ・住民投票については、この先の議題として出てくると思いますので、そのときに意見を出していただきたいと思います。
- ・8ページの論点における町民、行政の定義について、アドバイザーから説明がありましたが、明確に伝わるのが曖昧さをなくしていくということにも繋がっていくと思います。
- ・美瑛町の行政手続条例や、議会会議規則、情報公開条例においても、町民について定義されています。
- ・アドバイザーのコメントにある、(1)町民の定義の中の「広義の町民が良い」というのはどこまで広義であるべきなのか、アドバイザーからご説明ください。

(水澤アドバイザー)

- ・ふるさと納税者のような、住所は有しないけど以前住んでいたや訪れたことのある等心の町民の方も含めるとことです。大切なのは、様々な人から知恵を借りることなので、あえて町民を美瑛町に住所を有する人に限定してしまうと知恵も限定されてしまいます。多くの人から知恵を借りるような形の方が良いのではないのでしょうか。したがって、住民投票の時だけ「住民」とそれ以外は「町民」と、使い分ける必要があります。

(起草チーム)

- ・定義に関して皆さんから、何かご意見ありますでしょうか。(意見なし)
- ・今のアドバイザーからのコメントも含め、もう一度自分の中でしっかり考えて、自分の意見と合わせながら、また何かあれば、後でもよろしいので意見を聞かせていただきたいと思います。
- ・3の基本理念に行きたいと思います。
- ・基本原則の項目における皆さんからの意見で人権の尊重や、多様性等の表現が特に多くありましたが、基本理念の方にも入れさせていただきました。
- ・アドバイザーの参考例を見ていただきますと、美幌町をベースにして、「町民憲章の精神を尊重するとともに」と書いていただきました。皆さんからの意見でも、町民憲章の精神を尊重するという言葉が多くありましたので、アドバイザーの参考例も見ながら意見をいただいきたいと思います。
- ・11ページの論点をご覧ください。(1)、美瑛町の町民憲章の扱いについて、どのように加えていくのかということ、町民憲章を参考に載せてあります。
- ・(2)、コミュニティ、地域社会の扱いについて、前項から出てきますが、これをどう捉えて表現していくのかという問題になってくると思います。
- ・(3)、基本理念に多様性の尊重を入れるのかということ。基本原則で多様性の尊重を入れるという意見はいただいています。基本理念に加えている自治体もあり、多様性の尊重というのを基本理念と基本原則でどのようにとらえていくかという問題になっていきますが、私は基本理念と基本原則は一貫性があると考えています。基本理念にないものが、基本原則として突然出てくるのは、如何なものかと思っています。基本理念は精神的な部分が多いです。基本原則はルール、決まりです。それら

の一貫性があっても良いという思いで、自治基本条例を見ていましたら、やはり載せている自治基本条例もあるし、全く多様性について触れていない自治基本条例もあります。

・アドバイザーからのコメントについては、町民憲章をどのように扱っていくかについてコメントいただいています。

・また、コミュニティ、地域社会の扱いをどうしていくのか、基本理念に多様性の尊重を入れるのかということが、アドバイザーからコメントをいただいている部分です。この点について、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

(職員B)

・町民憲章の扱いについて、条文に入れてほしいと意見をさせていただきました。

・ふるさと会を担当している関係もあって、地域を離れた人たちも美瑛町を大事に思ってくださっているということを今の職場に来て強く感じる部分が多かったということもあり、また、自身が美瑛町生まれで、美瑛町から出たことがなくて、美瑛町が大好きで、美瑛町役場に来たところがあるものですから、やはり小さな頃からなれ親しんでいますし、見直しが必要というご意見もあるかもしれませんが、小さいお子さんたちにもわかりやすく、広い世代の方々にもひびく、良いことが書かれている憲章だと思っています。ぜひこれを大切に継承していきたいなという思いから書かせていただきました。

・先ほど議論がありましたふるさと納税者だとか、美瑛町に住民票がない方というところの関係人口に通じてくると思います。

(起草チーム)

・美瑛町生まれの方は、小学校入るときから町民憲章を目にされているのですね。約60年近く、この町民憲章は使われているようです。町民憲章も、だんだんと輪が広がっています。1番最初の部分は、1人の人間として、2点目は、家族として、3点目は、社会として、4点目は自然を含めた文化というふうな文言で表現されていますが、私たちが今つくっている自治基本条例というのは、文化の一部だと私は思っています。なので、町民憲章の精神というのは、条例に入ってきて違和感はないと読んでおり、皆さんの意見として多いのは当然のことだと思いましたが、皆さまはどうでしょうか。

(委員G)

・町民憲章の扱いについて、美瑛町民憲章の精神を尊重するとともにありますが、尊重するという表現は曖昧かなと思います。町民憲章を重視するのであれば、町民憲章を守る、遵守する等の表現になるかと思いますが、尊重するという表現はどのような理解をすればいいのでしょうか。

(水澤アドバイザー)

・町民憲章は、個人の私的領域に関する内容であり、自治基本条例では個人の私的領域については対象にしていません。自治基本条例は公的領域のみを対象としています。町民憲章について、大事に思っている人は、今後も大事にしていきたいと思うので、「美瑛町民憲章の精神を尊重するとともに」という表現にしたらかとしました。自治基本条例の性格上から、条文に町民憲章そのものを入れているまちは余りないですが、入れているまちもありますし、あるから間違い、ないから間違いということはないです。それぞれのまちの特色を考えて選択してもらえればと思います。

(起草チーム)

・基本原則の中で、多様性の尊重について触れている意見はありました。なぜ、起草チーム案では基本理念にも入れたのかについては、基本理念での多様性の尊重は一人一人の存在そのものを無条件に認めるという意味ですので、基本原則上の多様性の尊重とは若干文言が違ってきます。原則では、一人一人の個性に焦点を合わせて、それを生かしていくという、次のステップに入るという意味で、基本理念と基本原則とで一貫性を持たせて条文に入れさせていただいています。

・基本原則における、15ページの論点の(1)では、多様性の尊重の原則をどのように取り扱っていくのかについてです。多様性やジェンダーについて触れている方もいます。

・(2)の参加の原則に地域社会を入れるかについて、地域社会の受け止め方が人によってきちんと定まっていない部分があると思いますが、ここも議論が必要かと思えます。

・論点へのアドバイザーのコメントとして、多様性の尊重というのは非常にデリケートな部分があるの

で、誤解を招かない表現とするべきとあり、その通りだと思います。知識を深めた上での表現というのが求められてくると思います。

・(2)の参加の原則に地域社会を入れるかどうかということで、これから未来の地域社会を考えたときに、様々な地域における課題や解決しなければならないことが起きてくるのではないかとということで、コメントいただいております。

・皆さんからご意見はありますでしょうか。

(職員C)

・多様性の尊重に関して、基本理念に入れるか、基本原則に入れるかという点を課題として挙げていますが、アドバイザーからは広がりすぎると条例の主旨が見えなくなってしまうとあります。自治基本条例の中で多様性の尊重を入れる目的としては、町民主体の自治を実施する際に平等であるという意味合いがあると思います。例えば、町民の定義で多様性の尊重を含めて整理する方法もあるのではないのでしょうか。

(起草チーム)

・それも一つの考え方かと思えます。

・他にありませんでしょうか。

(委員G)

・基本理念や基本原則については、色々な考え方があるので、何かの基準で線を引いていかないといけないと思います。今回、前文を飛ばして策定作業に取り組んでいますので、そのような広い概念については前文に入れるという考え方もあるかと思えます。前文も含めて考えてはどうでしょうか。

・基本理念や基本原則は、その自治を成立させるために必要なものに限定して、町民憲章や多様性については最後に入れ込むというような方法にしなければ、色々な内容がたくさんになってしまうと思います。多様性の尊重がなければ、町民主体の自治ができないというわけではないと思うので、フィルターをかけていく必要があると思います。

(起草チーム)

・基本理念と基本原則については、自治の実現に絞って作り上げていき、作業の中で必要となったものを前文に持ってくる等の入れ込み方をしていくという考えですね。

・これも、今後も継続して皆さんで考えていく項目になるかと思えます。

・続いて、17ページの条例の位置付けについてです。

・起草チームとしては、どの条例の章立てを参考とすればいいかは三者三様で、書き込むことができませんでした。非常に重たい内容で、もっと勉強して知識を深めていく必要があると思いました。

・アドバイザーの参考例をご覧ください。皆さんの意見からは、条例の位置付けという意見が多かったので、条例の位置付けと書いてもらっています。条例の位置付けとして、最高規範という文言が入っており、この条例を遵守するとあります。これについては、位置付けにするのか、最高規範にするのか、遵守なのか、尊重なのか、皆さんに議論していただきたいところかと思えます。

・18ページの一番下に、憲法における最高規範とはどういうものなのかということで参考に憲法第10章を掲載しています。

・ご意見はありますでしょうか。(意見等なし)

・多数意見は、条例の位置付け、遵守。少数意見は、最大限尊重されるべき基本原則と載っていますが、この部分も、検討中という方が4名いらっしゃいました。

・条例の位置付けという意見が一番多くなりましたが、条例の位置付けと回答いただいた方の意見を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。(意見等なし)

・最高規範が良いとした方、ご意見はありますでしょうか。(意見等なし)

・それぞれの意見が論点の中でも書かれていますので、時間をかけてどのようにしていけばいいのかということ議論していただければと思っています。

(委員H)

・19ページにあるアドバイザーのコメントの(1)についてですが、最高規範としても条文の中で努力す

ることと記載すれば、クリアできると思います。実際に条文を書いてみて、最高規範という記載との整合性を取っていくという方法もあると思う。

・この場で決めにくい内容ですが、章立てのタイトルを条例の位置付けとするのか、最高規範とするのかは決めることができると思います。

(起草チーム)

・17ページの他の市町の自治基本条例では、6市町中、最高規範と定めているのが5市町あります。東川町では、基本原則と位置付けをして、この条例の趣旨を最大限に尊重し、としています。

・この件については、アドバイザー参考例を参考に、皆さんで他の条例等を勉強し、また意見を出し合っていく必要があると思います。

・今回は1回目の意見交換会ということで、この辺で終了させていただきます。

(水澤アドバイザー)

・1点提案があります。今回の議論を踏まえて、もう一度考えて意見を出せるようなシートを作成してはいかがでしょうか。

(事務局)

・今回の議論や意見等を踏まえて、改めてまとめるのは難しいかと思っておりますので、数日以内に各委員及び職員に、今日の議論を踏まえて意見出しができるようなシートを送付したいと思っております。

(水澤アドバイザー)

・12ページのはじめの地域社会は私的領域の自助の世界で、自分のことは自分で解決していました。それでは、はじめの地域社会の課題解決が進まないということで、町民同士で自ら自治を担う地域社会を創り、さらに、町長と議員を選び、はじめの地域社会の自治の一部を担う行政と議会を創りました。したがって、自治基本条例の対象領域は公の議会及び行政と共の地域社会です。私の領域は対象外です。

・地域社会の自治の担い手は、課題の発見を担う町内会や課題解決を担うNPO等の人たちです。地域課題の発見のための町内会活動に町民が参加することや地域社会の課題解決を行う上で、行政と協働して問題の解決をしていくようになります。

・町内会活動に町民が積極的に参加し、町内会が町民の課題を聞いて行政に伝えるような役割を果たしているまちもありますが、美瑛町にそのような形があるのかどうか分かりません。存在しない場合は、町民が自主的に参加して自分たちの意見を反映するような組織を作る必要があるのか、ないのかについても考えていかなければなりません。

・現実には地域社会における町民が参加をするような場所がないのに、自治基本条例に地域社会における町民参加を入れる必要があるのかという意見があることも理解していますが、今後必要だということで作るべきだという考えもあるかと思っております。この点についても皆さんで議論してほしいと思います。

(事務局)

・水澤アドバイザーから全体をとおして何かありますでしょうか。

(水澤アドバイザー)

・条文について、最初は仮置きで良いと思います。ただし、自分の頭の整理はその都度行う必要がありますので、今回議論した内容を家に帰って、自分の言葉でシートに起こして確認をすることが重要だと思います。

・なかなかこのような場では発言できないと思いますが、家に帰って自分の言葉でシートに書けば、意見を反映させることができますので、シートを提出してほしいと思います。

(事務局)

・それでは、中間報告案の意見交換については以上となります。

(3)勉強会(情報共有)

(水澤アドバイザー)

- ・本日は第2回目ということで、情報共有についてお話します。情報共有の情報とは、いったい何なの情報なのか、誰と誰とが情報共有するのかということが今回のポイントになります。
- ・今、人口減少や少子化、高齢化の中でまちの魅力をどのように作っていくのか、どのような政策に限られた財源を振り分けるのかということが問題になって来ます。その時に町民の協力的なしに、議会や行政だけで政策決定を行ったとしたら、その政策は本当に実効性のあるものになるのでしょうか。そこで、町民に知る権利と参加する権利を認め、情報の共有、課題の共有を行って、町民の意見を踏まえて政策づくりを行うことが重要になって来ます。
- ・議会と行政にまちの課題等解決を託しており、情報がそこに集中しています。ほとんどの町民は知らないまま過ごしており、情報が非対称になっています。それでは、議会及び行政が政策を作っても町民にその政策を理解してもらえない、ぴんと来ないものになってしまいます。情報をたくさん持っている議会及び行政は、町民に上手に情報提供を行い、町民の声を吸い上げ、政策づくりをする必要があります。
- ・情報共有の情報とは何かです。行政では、まちの課題について審議会で議論される際に提供される情報や、行政自ら行っている事業の計画、行政評価、財政状況等といった情報です。議会では、議会で審議をしている内容やその結果等を町民へ提供される情報です。
- ・情報共有は誰と誰なのかです。町民と行政、町民と議会、議会と行政が課題と解決策を共有すると なります。
- ・情報の提供として、行政の審議会の公開、議会審議の公開が政策形成過程の情報提供となっています。
- ・さらに、課題について、議論の結果どのように見直しがされたかについて町民に対して説明をするために、議会報告会や町長懇談会等の場でこのような情報が提供されることとなります。
- ・情報提供に不足があれば、町民から行政や議会に対して情報公開を要求することができます。
- ・情報公開については情報公開条例が、個人情報については個人情報保護条例がすでにほとんどのまちにはあります。当然美瑛町にもありますので、改めて自治基本条例で定める必要があるのかという質問がよくありますが、条例の体系を考えると、最高規範である自治基本条例から既存の条例に委任する形態をとるのが良いので、ほとんどの自治基本条例では、例えば、「情報公開条例で定めるところにより」とされています。
- ・政策を作っていく上で、町民の意見を反映するためにも仕組みづくりが大切ですが、出された意見に対して返答する必要もありますし、出された意見と回答した内容を記録に残しておくということも重要です。
- ・会議の公開については、議会は本会議、常任委員会、特別委員会、行政は審議会などの附属機関とこれに類するものの会議を公開するとしています。ただし、個人情報等を扱う会議等は非公開とすることが認められます。
- ・東川町では、情報共有の対象に議会が入っていない事例もありますが、自治基本条例を策定するにあたって議会との議論を行っていないため対象とすることができなかったのだと思います。
- ・美幌町では、情報共有の情報を個人情報以外の町政に関する情報としていますが、少し範囲が広すぎると思います。
- ・栗山町では、町政に関する情報として、総合計画を作る、町民生活に影響を及ぼすような条例を作る、町民が利用する施設を建設する等の町民参加を促す情報としています。町民が行政に参加するときに、情報がなければ参加は難しいので、このように定められています。
- ・東川町や上越市、武蔵野市では、町政に関する情報として、行政の政策の立案・実施・評価・見直しのプロセスを行政から提供される情報としております。さらに、東川町では応答責任として、説明したことに対して質問があれば、必ず回答するという義務付けが定められています。
- ・会議の公開の対象をどこまでにするかについては、美幌町では、議会の本会議、委員会、規則で定

められているような会議について公開するとしています。行政は、審議会の会議について原則公開としています。

・白老町と安平町では、選挙についても、町民に提供すべき情報であるとしており、珍しいケースです。これは、選挙の候補者が自らの考えを町民に示すことを定めています。

・改めて、町政の情報について整理します。行政では、町民参加や行政運営に関する情報を住民に情報提供すると自治基本条例で定める必要があります。具体的には、横軸の総合計画の策定や財政運営、行政評価、行政改革等の情報、縦軸として、立案、実施、評価、見直しの過程の情報を提供することになります。

・議会の情報は、会議の日程や議事内容の事前周知、審議資料をホームページに公表すること、傍聴者へ審議資料の提供を行い審議情報の共有を行う等があります。美瑛町議会では、会議議事の事前周知、インターネット議会中継の実施が行われておりますが、その他平日の夜間、土日曜日の会議の開催、それぞれの議案に対する議員の賛否の公開が情報に該当します。

・また、町民や商工会等団体との意見交換会を開催し、町政の課題を共有し、議会として町民等の意見を反映した政策提言を行うという取り組みがあります。

・さらに、議会ではどのようなことが議論され、どのような結果になったかを町民に説明する議会報告会も重要な情報共有です。

・情報共有は基本原則の1つであり、町民の知る権利を具体化したものです。情報共有は自治体の信頼の基礎であり、自治基本条例の中で最も重要な規定の1つです。

・情報共有とは、町民と議会、町民と行政が町政情報である町の課題と解決策をどのように伝え合い、町の政策にどう反映され、結果はどうであったかを説明することであり、町民の知る権利を保障し、制度として、どのように具体化するかが最大の課題です。

・具体的な情報共有のツールとしては広報誌やホームページがありますが、一般的に、広報誌は昨今の自治体の財政緊縮のおおりの受け、発行回数の減、ページ数の減と情報量を減らしている広報誌もあります。ホームページのみに掲載しているまちもあり、ホームページは若者には重宝ですが、高齢者にはインターネットを使えない方が多くおられ、情報共有のツールに課題があります。

・神原勝北大名誉教授は「情報なくして参加なし」とよく言っています。情報共有は町民参加を効果的にします。

・選挙も情報共有ということです。白老町自治基本条例では、「候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努める」という規定があります。具体的には、公職選挙法が去年の6月に一部改正があり、今までは町長しかマニフェストビラ配布ができなかったが、議会議員選挙におけるマニフェストビラ配布が解禁になりました。これを受けて、美瑛町でも3月に条例を制定しています。

・町長選挙、町議会選挙において、マニフェストビラの配布が可能になり、選挙で有権者に町政に関する自らの考え方を町民に具体的に示すことが可能となりました。これにより、選挙のあり方が「お願い」から「約束」に、政策中心の選挙に変えることになると早大マニフェスト研究所は言っています。

・情報共有とは、単に情報を出すだけではなく、出された情報を基に、議論して、政策に反映されるような双方向でなければなりません。

・八雲町の広報やくもでは、行政が行う会議の公開案内を自治基本条例の情報公開に基づいて行っていることがわかるようになってきました。しかし、残念なことに、最近の広報やくもでは会議の公開案内の根拠の説明が無くなっています。

・福島町議会だよりでは、議案の審議結果として各議員がどのように賛否を表したかを情報公開し、掲載しています。

・情報の共有とは、政策づくりです。現在の情報共有は、行政から町民への片方向の消極的情報共有になっているため、政策づくりが機能していないのではないのでしょうか。審議会では双方向で議論し、結果を行政に反映することで政策サイクルが回ります。現在、そのような仕組みになっていないのであれば、情報が政策に結びついていないと思います。

- ・自治基本条例を策定した自治体の職員から、条例に基づき、審議会を開催し、パブリックコメント制度等も実施しているが、町民からの反響が低く、各種委員の募集を行っても、応募者が一切ない等、条例を作っても肝心の町民が参加してくれないという話を聞きます。このような制度を知らない町民や、意見を言ってもしょうがないと考えている町民もいると思いますので、そのような人にも参加してもらえよう行政の努力が必要になってくると思います。
- ・埼玉県久喜市は、市民参加推進員制度を設けており、市民参加推進員が、市民に対して取り組み等を紹介するような仕組みになっています。例えば、審議会等の委員の公募やパブリックコメントの実施があれば、関心のありそうな市民に対して声掛けを行います。

(事務局)

- ・質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。(質問等なし)
- ・それでは、勉強会は以上になります。

(4) 連絡・確認事項について

(事務局)

- ・情報提供の意見出しについては、事前に配布している様式にて6月30日までに提出をお願いしたいと思います。
- ・本日の「総則」に係る意見交換を踏まえた再度の意見出しについては、近日中に送付しますので、ご記入いただき提出願います。こちらについては、改めて意見出しをしたい方のみ提出いただければと思います。
- ・次回の第3回の自治基本条例(仮称)策定専門部会については、7月の最終週を予定していますが、改めて調整を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

4 チーム会議

- ・起草チーム、企画チーム、広報チームに分かれ、チームの課題等を話し合った。
- ・各チームの会議内容については、別添報告様式を参照。

5 閉会